府県版布令書

川原 啓一郎

国の太政官布告を受けて、手彫鳥切手３種類の発行を町村や戸長役場等に通知する府県の布令書である。この布令書には、本来太政官布告と同様に墨点を入れた実物切手を貼付すべきところだが、必要枚数が十分に配布されなかったため、コピー機のなかった時代、各府県では手書きの模写や木版、銅板により自前で図案を印刷していた。

堺県の布令書

右之通被　仰出候條布令スルモノ也
明治八年一月二十日　堺　縣　廳

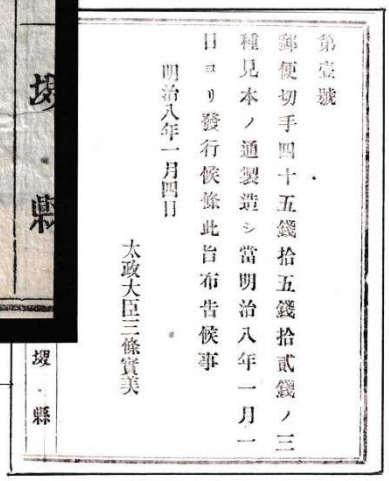
第壹號
郵便切手四十五錢拾五錢拾貳錢ノ三種見本ノ通製造シ當明治八年一月一日ヨリ發行候條此旨布告候事
明治八年一月四日
太政大臣三條實美
堺縣

右図は布令書前頁の太政官布告部分のコピー

廣島県の布令書

別紙御達有之候條相布令候也

明治八年二月七日

廣島縣權參事白濱貫禮

○

第壹號

郵便切手四拾五錢拾五錢拾貳錢ノ三種見本ノ通製造シ當明治八年一月一日ヨリ發行候條此旨布告候事

明治八年一月四日

太政大臣三條實美

區長

薄鳶色　薄紫色　薄紅色

図版部分の拡大図

木版による自前印刷(左)
銅版による自前印刷(右)